

特定建設作業の手引き

建設工事において1日を超えて重機等を使用する場合は、騒音規制法、振動規制法、柏市環境保全条例に基づき、特定建設作業実施届出書の提出が必要になります。

1 特定建設作業の種類

騒音規制法、振動規制法の規制対象となるのは、規制対象地域内で作業を行う場合です。その他の地域では柏市環境保全条例での届出が必要になります。

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	市条例	備考(適用等)
くい打ち機 くい抜き機 くい打ちくい抜き機	○ アースオーガー併用を除く	○	○	打撃式、振動式のもの (もんけん、圧入式くい打ちくい抜き機を除く)
びょう打ち機	○		○	
さく岩機 ブレーカー	○	○ 手持ち式を除く	○	1日における当該作業の2地点間の距離が50メートルを越えないもの
空気圧縮機	○		○	電動機以外のもの 原動機の定格出力が15kW以上のもの
コンクリートプラント ----- アスファルトプラント	○		○	----- 混練機容量0.45m ³ 以上のもの ----- 混練機容量200kg以上のもの
鋼球を使用して建築物その他を破壊する作業		○	○	
バックホウ	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力80kW以上のもの (超)低騒音型を除く 大割、小割等のアタッチメントを使用する作業は注1参照
トラクターショベル	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力70kW以上のもの (超)低騒音型を除く
ブルドーザー	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力40kW以上のもの (超)低騒音型を除く
ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械			○	能力による適用除外なし (注1：大割、小割等を使用する作業を含む)
舗装版破碎機		○	○	ハンマを落下させるもの

2 指定地域

(1) 騒音規制法

用途地域及び市街化調整区域の一部^(注)

(2) 振動規制法

用途地域(工業専用地域を除く)及び市街化調整区域の一部^(注)

(3) 柏市環境保全条例

柏市内全域

騒音規制法の規制地域について

第1種区域：第一・二種低層住居専用地域，第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域：第一・二種住居地域，準住居地域及び第一特別地域並びに市街化調整区域の一部^(注)

第3種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域（ただし，第一特別地域を除く。）及び第二特別地域

第4種区域：工業地域（ただし，第二特別地域を除く。）及び工業専用地域（ただし，第二特別地域を除く。）

第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち，第一・二種低層住居専用地域，第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する地域であり，かつ，第一・二種低層住居専用地域，第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち，第一・二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり，かつ，第一・二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

振動規制法の規制地域について

第1種区域：第一・二種低層住居専用地域，第一・二種中高層住居専用地域，第一・二種住居地域，準住居地域，田園住居地域並びに市街化調整区域の一部^{*}

第2種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域

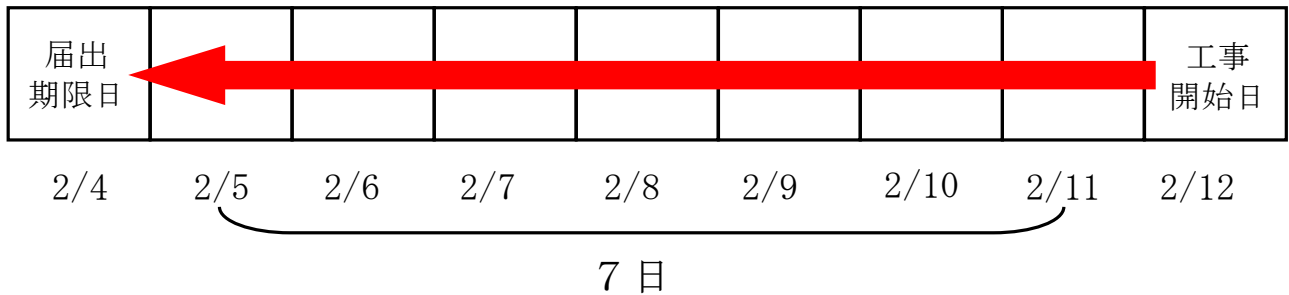
(注)

市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎，谷添，羽中，須賀前，島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前，篠籠田橋及び見崎の一部の地域，大字高田字新堤，西前田及び東前田の全部の地域並びに字遠上，谷中，上，天神前，下，谷中上，西中上，中上，殿内及び町田の一部の地域，大字篠籠田字初音，篠塚，内野及び寺前の一部の地域，大字花野井字三畝割の一部の地域，大字布施字殿台，堂ノ下，宮ノ内，荒屋敷，山の田台，西ノ前，土谷，鍋田，東ノ前，宮ノ前，鳥飼山，鴻ノ巣，宮田向，一ツ木台，廻り作台，上沼，下沼及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎，寺山，新屋敷，宿ノ後，古谷，東，谷ノ尻，前谷，前原，大日，十三本原及び新田の一部の地域，大字布施下の一部の地域，大字根戸字新堤の一部の地域，大字根戸新田字水戸の全部の地域，大字呼塚新田字木崎の一部の地域，大字松ヶ崎新田字水門及び木崎の一部の地域，大字名戸ヶ谷字北小橋，西小橋，東小橋，南小橋，新畑，上郷，宮前，上ノ内，聖前，中久保，表谷津，堀込，中山越及び山越の全部の地域並びに字小橋戸の一部の地域，大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域，大字増尾字丸山下，稻荷下，辺田前，本郷，宮根，松山，鷺ノ山，中郷，向根，上向根，葛ヶ谷及び小山台の全部の地域並びに字四斗蒔，篠塚，堂谷，松山下，山ノ下，宮ノ下，天王下，坊山，門前及び平松の一部の地域，大字増尾四丁目の一部，大字増尾八丁目の一部，大字藤心字上耕地，砂部田，慈本寺前，寺内，宿畑，瀬室，津戸口，一本松，鶴巻，藤ノ木，沖内，上人塚，天神前，上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字砂部田前，大宮戸，川中及び葉貫台の一部の地域，大字藤心一丁目の一部，大字逆井字浅間前，三ノ台，向，寺山，中島，林田，浮内，柳橋，古宿，定山，向山，戸崎，下田，辻，北ノ下，中台，根切，大山，宮田島，小山，山伏，天神前及び庚申前の全部の地域並びに字林ノ台及び八町歩の一部の地域，大字逆井五丁目の一部，大字新逆井一丁目の一部，大字南増尾字南割，道向及び左大道の全部の地域，大字南逆井七丁目の一部，大字酒井根字大清水，長作，西ヶ原，溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字堀込，西山及び庚申前の一部の地域

3 届出について

- (1) 届出者
工事の元請業者の代表者
(現場責任者名等で届出を提出する場合は委任状が必要)
- (2) 提出期限
特定建設作業開始の7日前まで(中7日)
(提出期限を過ぎてしまった場合は、遅延理由書を添付)

例



(3) 提出書類(正副2部)

① 届出様式

騒音規制法	}	様式第9号
振動規制法		
柏市環境保全条例		様式第15号

② 工程表

特定建設作業の工程を明示したもの

③ 工事の概要の説明書

現場の図面、周囲への説明チラシ等

④ 現場付近の見取図

工事を行う場所がわかるもの

⑤ 道路使用許可証、道路占有許可証の写し

夜間、休日工事を行う場合

4 騒音及び振動に関する規制基準

(1) 規制基準(敷地境界)

騒音 85 d B

振動 75 d B

(2) 作業禁止時間

騒音・振動規制法 ①午後 7時から翌日の午前7時まで

②午後10時から翌日の午前6時まで

柏市環境保全条例 午後 7時から翌日の午前7時まで

(3) 騒音・振動規制法 ①10時間まで

②14時間まで

柏市環境保全条例 10時間まで

①は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以内の区域

②は、第4種区域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以外の区域

(4) 作業期間 連続6日を超えないこと

(5) 作業禁止日 日曜日、祝日(国民の休日を含む)

5 適用除外

(1) 作業禁止時間

①災害非常事態緊急作業

②生命身体危険防止作業

③鉄軌道正常運転確保作業

④道路交通法に基づく占用許可条件による夜間指定

⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定

(2) 1日当たりの作業時間

①災害非常事態緊急作業

②生命身体危険防止作業

(3) 作業時間

①災害非常事態緊急作業

②生命身体危険防止作業

(4) 作業禁止日

①災害非常事態緊急作業

②生命身体危険防止作業

③鉄軌道正常運転確保作業

④道路交通法に基づく占用許可条件による夜間指定

⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定

6 提出・問い合わせ先

柏市柏五丁目10番1号

柏市環境部環境政策課

T e l 0 4 - 7 1 6 7 - 1 6 9 5 (直通)

F a x 0 4 - 7 1 6 3 - 3 7 2 8

記載例

特定建設作業実施届出書

届出提出日
(特定建設作業開始日の 7 日前まで
(中 7 日))

令和〇〇年〇〇月〇〇日

柏市長 宛

該当しないものは二重線で消す

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届出者

電話番号

本社名称、住所、代表者氏名(元請業者)を記載(代表者以外の場合は委任状を添付)
代表者印の押印は不要

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第 1 4 条第 1 項(第 2 項) 振動規制法第 1 4 条第 1 項(第 2 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇〇工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	木造地上 3 階建(工事に係る建築物、施設名称)			
特定建設作業の種類	バックホウを使用する作業 (特定建設作業名を記載。作業名は別紙特定建設作業の種類参照)			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2 振動規制法施行令別表第 2 に規定する機械の名称、型式及び仕様	バックホウ(使用する機械、型式、原動機の定格出力等を記載。カタログ等の添付でも可)			
特定建設作業の場所	柏市柏〇-〇-〇 (用途地域：第一種住居地域)			
特定建設作業の実施の期間	自 令和 4 年 1 2 月 1 日 至 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 2 8 日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8 時	至 1 7 時	日曜祝日を 除く	8 時間
騒音振動の防止の方法	防音シートの設置、アイドリングストップ			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都□□□ 電話番号 03-0000-0000 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇□□			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 090-0000-0000 現場監督 〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 04-0000-0000 柏市△-△-△ 株式会社□□□ 代表取締役 △△〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 090-0000-0000 □□□□			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備考 1 不用の文字は、消すこと。
2 この届出書は、騒音規制法施行令別表第 2 振動規制法施行令別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
3 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第 2 振動規制法施行令別表第 2 に掲げる作業の種類を記載すること。
4 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
5 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
6 ※印の欄には、記載しないこと。
7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記載例

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

柏市長

あて

届出提出日(特定建設作業開始日の 7 日前
まで (中 7 日))

届 出 者 住所 (所在地) (郵便番号)

氏名

本社名称, 住所, 代表者氏名(元請業者)を記載
(代表者以外の場合は委任状を添付)
代表者印の押印は不要

この届出 職名及び氏名 (電話番号)
の取扱者

届出作成担当者を記載する

柏市環境保全条例第 5 8 条第 1 項の規定により, 次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称	〇〇〇工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	木造地上 3 階建 (工事に係る建築物, 施設名称)			
特 定 建 設 作 業 の 種 類	削岩機を使用する作業(特定建設作業名を記載。作業名は別紙特定建設作業の種類参照)			
特定建設作業に使用される機械等の名称, 型式及び能力	ハンドブレーカー(使用する機械, 型式, 原動機の定格出力等を記載。カタログ等の添付でも可)			
特 定 建 設 作 業 の 場 所	柏市柏〇-〇-〇 (用途地域: 市街化調整区域)			
特 定 建 設 作 業 の 実 施 の 期 間	令和 4 年 1 2 月 1 日から 令和 4 年 1 2 月 2 8 日まで 2 8 日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 8 時	作業終了 1 7 時	作業日 日曜祝日を除く	実働時間 8 時間
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法	防音シートの設置, アイドリングストップ			
発注者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	(電話番号03-0000-0000) 東京都□□□ 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇□□			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	現場監督 〇〇〇〇 (電話番号090-0000-0000)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は, 当該下請負人の氏名及び住所 (法人にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	(電話番号04-0000-0000) 柏市△-△-△ 株式会社□□□ 代表取締役 △△〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は, 当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	(電話番号090-0000-0000) □□□□			
添 付 書 類	1 特定建設作業の工程を明示した建設工事の工程表 2 建設工事 (これに付随する工事を含む。) の概要の説明書 3 特定建設作業の場所の周囲 1 0 0 メートルの見取図			
※受付年月日	※整理番号		※備 考	

備考 1 ※印の欄には, 記入しないこと。
2 用紙の大きさは, 図面, 表等やむを得ないものを除き, 日本産業規格 A 4 とすること。